

発行所
長野県保険医協会
〒380-0928 長野市若里1-5-26
電話 026-226-0086
FAX 026-226-8698
E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp
年間購読料 3,600円
会員の購読料は会費に含まれています



2020年(令和2年)8月25日
No.474 (毎月1回25日発行)
(1990年6月22日第三種郵便物認可)

主な記事
7/21 厚労省要請要旨 / 歯科施設基準研修
会参加報告…2面、新型コロナアンケート
調査結果 / 助成制度を利用して…3面、保
険かわら版 / 理事会便り…4面

あずみの里裁判 無罪が確定 東京高裁、地裁の判決は事実誤認と批判

7月28日、東京高裁は長野地裁松本支部の原判決(1審)を破棄し、被告人は無罪とする判決を下した。さらに、東京高裁は「判決内容を十分に検討したが、適法な上告理由が見いだせなかった」と最高裁への上告を断念した。起訴から5年半以上という長い月日が経過した本裁判は無罪で決着した。

本裁判は2013年に特養あずみの里の入所者がおやつ



無罪判決に歓喜する支援団体

を食べた直後に急変し、後に死亡。おやつを配膳後に他の入所者の介助にあたっていた准看護師のYさんが、業務上過失致死罪に問われ起訴された。昨年3月の長野地裁松本支部の判決では、主位的訴因である注視義務違反は過失認定されなかったが、予備的訴因であるおやつ

の形態がドーナツからゼリーに変更された点について記録等で確認すべきであったとして罰金20万円の有罪判決が下されていた。今回の東京高裁の判決では、①被害者には嚥下障害はなく、窒息する危険性の程度は低かった、②被告人に職務上事前に形態変更を把握する義務はなかったことなどから、「窒息する危険性ないしこれによる死亡の結果の予見可能性は相当に低かった」とし、その上で一審の過失判断には事実誤認があり、是認することはできないと批判した。

一審の判決の問題点として挙げられているのは、利用者一般という概括的な存在を対象に、ゼリー系の指示に反して常菜系のおやつを提供すれば利用者が死亡する可能性があるといった広

範かつ抽象的な予見可能性をもって被告に結果回避義務があった点で、死亡した入所者に対するドーナツ提供による窒息の危険性や死亡結果に対する具体的な予見可能性が検討されていないことは重大な問題であると指摘した。また、申し送り・利用者チェック表などの介護資料のすべてを准看護師であるYさんが事前に把握しておく

職務上の義務があったとはいえず、そもそも膨大な量になる看介護記録の確認義務を肯定することはできないと現場の実態を踏まえた判断が

された。こうした東京高裁の判決からも、本裁判はそもそも刑事訴追されたこと自体が間違っていたと言える。

また、今回の判決で高裁が「窒息の危険性を否定しきれないからといって食品の提供が禁じられるものではない」、「身体的リスクに応じて幅広く様々な食物を摂取することは人にとって有用かつ必要である」と述べ、一審判決後に食事提供などで萎縮が広がりつつある介護現場に配慮した見解が示されたことは注目すべき点だ。

上告断念を求め有志がアピール

8月4日、医療、看護、介護、福祉関係者有志から東京高等検察庁宛に上告断念を求める要請文書が提出された。翌5日、医療、看護、介護、福祉関係者による、特養あずみの里刑事裁判に関する記者会見がweb会議システム(ZOOM)を用いて開催された。

記者会見では各有志呼びかけ人より上告断念を求める訴えがされた。呼びかけ

人の1人として保団連の住江憲勇会長も参加、「検察には上告を断念し無罪を確定し、現場の萎縮を払拭されることに大きく期待する」と発言した。

翌6日には検察庁に対し、判決後から集まった上告断念を求める団体署名4518通が提出された。協会でも会員医療機関に対し署名協力の呼びかけを行い、短期間ではあったが102通の署名が集まった。

無罪確定、本人より喜びの声

8月12日、無罪確定を受け弁護団による記者会見が開催された。木嶋弁護団長は東京高裁の判決について、「死因は脳梗塞であることを示す確固たる証拠が採用されなかったことは残念であったが、原判決の過失認定の誤りは明らかである以上、死因に関する検討



無罪確定を受け記者会見を行う弁護団

に時間を費やすことは相当ではなく速やかに原判決を破棄すべきだとした裁判官の意図は理解する」と述べた。

また、報道各社から事前に寄せられた質問をもとに弁護団とYさんとの質疑応答がされ、今回の上告断

念に対してYさんからは「支援してくださった方々が大きな支えになった。無罪判決が確定してよかった。ほっとした気持ちです」と喜びの声が返された。共同声明、記者会見の動画は協会HPで閲覧が可能。

これまで、多くの会員の先生方に署名、募金といったご支援をいただきました。皆様のご支援もあり無罪を勝ち取ることができました。心から感謝を申し上げます。

骨太の方針2020 引き続き患者等に負担を強い

政府は7月17日に「骨太方針2020」を閣議決定した。ポストコロナ時代で浮き彫りになった課題への対応として「デジタルニューディール」デジタル化への集中投資・実装とその環境整備を最優先政策とした。行政のデジタル化やテレワークの定着・加速といったことを主なポイントとしてあげた。医療についてもオンライン診療について「電子処方箋・オンライン服薬指導、薬剤配送によって診察から薬剤の受け取りまでオンラインで完結する仕組みを構築する」と記載があった。

「新たな日常」に対応した医療提供

体制については感染症の次の大きな波も見据え課題に早急に対応。都道府県が、二次医療圏間の病床や検査能力等の把握と必要な調整を円滑に行えるようにする、さらに都道府県間を超えた病床や医療機器の利用、医療関係者の配置等を厚生労働大臣が調整する仕組みを構築するといった考えが打ち出された。医療機関への経営支援等については「引き続き、医療機関・薬局の経営状況等も把握し、必要な対応を検討し、実施する」と記載された。

社会保障制度については「骨太方針2018、骨太方針2019等の内容に沿って、社会保障制度の基盤強化を着実に進める」とし、従来の工程表にもとづいて進めることを宣言した。すなわち医療・社会保障の深刻な状況が明らかになっているにもかかわらず、患者・利用者負担増を強いる政策を進められていくことが懸念される。

鶏声

安倍首相は、「全国一斉休校」や「アベノマスクの配布」、緊急事態宣言の発令など、顕出し小型の布マスクを着けて、存在を示そうと躍起になった。緊急事態宣言を全面解除すると、「わずか1カ月半で流行をほぼ収束させることができた。日本モデルの力を示した」と胸を張った。◆しかしその後、通常国会閉会を受けて記者会見を開いたのを最後に、国民の前から姿を消した。国民生活を脅かすコロナ禍や災害などに興味、関心がないのだろうか。◆安倍政権の8年半とは何だったのか、一強独裁制の弱点として、政権の危機が直ちに国家の危機に直結してしま

う。現政権の危機がそのまま日本の危機であつていいはずがない。この政権の最大特徴は、何事に於いてもきちんと説明しない「ウヤムヤ体質」にある。意思決定こそ迅速だが、科学的分析や合意形成のプロセスが疎かになっている。◆最たる例が、2月末に唐突に要請した全国一律に行う小・中・高校の一斉休校や各家庭に布マスクを2枚ずつ配布した通称、「アベノマスク」である。首相は、「政治的判断であり、自分が責任をとる」と強調したが、コロナ感染対策からすると「世紀の愚策」と名を残すであろう「GOTOトラベル」キャンペーンにも政権はあくまで固執する。果敢な指導者を演出する政治的なパフォーマンスでしかない。コロナ禍で終焉を迎える安倍政権の先に、今後も新型コロナウイルスの感染者数は収まる様相もなく、「退陣」という抜本的な政策が必要である。(H・M)